

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号		
許認可等の種類	施設を設置する第1種社会福祉事業の許可を受けた者が申請事項を変更した際の許可	根拠条項	第63条第2項		
審査基準	施設経営に係る許可事項の変更の許可については、第63条第3項により第62条第4項を準用することとなっており、「施設を設置する第1種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。				
	受付機関 長寿社会課	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	標準処理期間 20日 標準経由期間 一日	目次 NO